

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書
に係る覚書の一部改定について

鎌倉市と武田薬品工業株式会社とは、両者間の平成23年2月14日付「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書」第2条第1項第3号に掲げる別表3及び別表4につき、以下の改定理由を踏まえて、同条第2項に基づき別表3及び別表4に記載の基準の一部を見直した結果、別表3及び別表4を別紙のとおり改める。

【改定理由】

平成29年12月15日付で湘南研究所の敷地の一部を医療法人沖縄徳洲会に売却したため、敷地の境界線が変更になった。

平成30年 1月 18日

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市長 松尾 崇

大阪府中央区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 クリストフ ウェバー

<別紙>

別表3 騒音に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C)

	管理目標 (dB)			測定頻度
	A	B	C	
午前8時から午後6時まで	65	62.5	62.5	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	62.5	60	60	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	52.5	52.5	4回/年

- 備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。Cについては敷地北側と東側の2地点で測定する。
- 2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

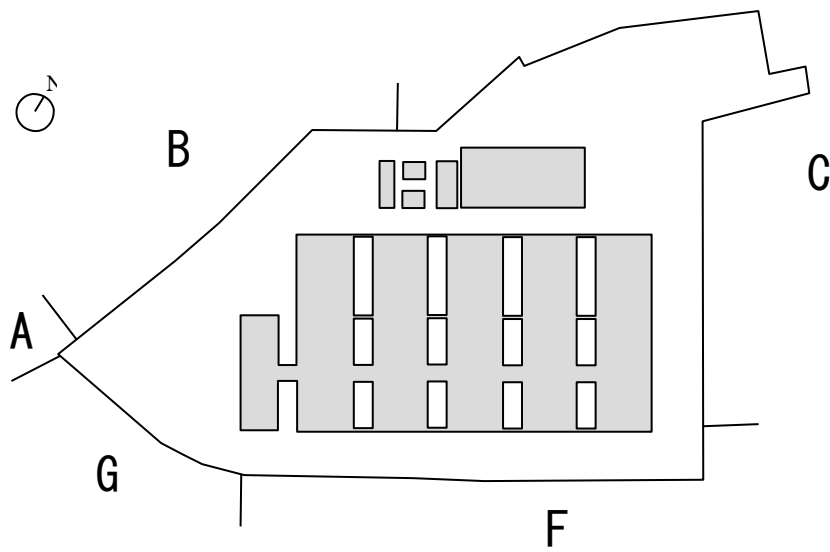
2 非住居系区域 (F, G)

	管理目標 (dB)		測定頻度
	F	G	
午前8時から午後6時まで	75	70	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	75	67.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	65	57.5	4回/年

- 備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。
- 2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位: dB)

	A	B	C	F	G
午前 8 時から午後 6 時まで	65	62.5	70	75	70
午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 6 時から午後 1 1 時 まで	62.5	60	65	75	67.5
午後 1 1 時から午前 6 時まで	55	52.5	55	65	57.5



別表4 振動に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C)

	管理目標 (dB)			測定頻度
	A	B	C	
午前8時から午後7時まで	65	65	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	60	60	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。Cについては敷地北側と東側の2地点で測定する。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (F, G)

	管理目標 (dB)		測定頻度
	F	G	
午前8時から午後7時まで	70	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	65	60	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位: dB)

	A	B	C	F	G
午前8時から午後7時まで	65	65	70	70	65
午後7時から午前8時まで	60	60	60	65	60

